

庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得

(趣 旨)

第1条 この心得は、庁舎等管理業務（警備、清掃、廃棄物処理、設備保守管理、ねずみ・こん虫等防除、庭園管理、緑化環境整備及び花き等運送をいう。）の委託契約について、静岡県が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債券

(4) 知事が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の返還)

第6条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、直ちに返還する。

ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

(入札の基本的事項)

第7条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第8条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別紙様式例による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、

又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入 札)

第9条 入札書は、様式第1号により作成し封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者は、入札参加資格の確認通知書の写しを持参しなければならない。

4 第1項の規定について、郵送による場合は、公告に示した日時及び場所に入札参加資格の確認通知書の写しを同封の上、送付しなければならない。

5 第1項の規定について、電送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第11条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開 札)

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会せて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時、場所に提出しない入札

(5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 入札金額を訂正した入札

(8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

(9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札

(10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

(12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、庁舎等管理業務委託契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ

最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第15条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第13条第1項第1号から第4号まで及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第18条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第52条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第20条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第22条 第4条第1項各号の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合に準用する。

2 前項に掲げる担保の価値は、第4条第2項に定める額とする。

(異議の申立て)

第23条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。